

中心市街地活性化の推進

【地域政策室】

1 目 的

中心市街地の活力が低下することは、「宇都宮の顔」を失うだけでなく、まちの魅力が失われ、市全体の衰退につながる。このため、中心市街地の活性化を緊急かつ重要な課題ととらえ、様々な施策・事業を総合的・一体的に推進し、中心市街地の活性化を図る。

2 これまでの経過

平成11年	3月	・宇都宮市中心市街地活性化基本計画策定
	10月	・宇都宮まちづくり推進機構設立
平成12年	5月	・中小小売商業高度化事業構想（TMO構想）の認定 （宇都宮商工会議所がTMO機関となる。）
平成14年	8月	・宇都宮市都心部グランドデザイン策定
平成15年	8月	・宇都宮にぎわい特区（構造改革特別区域計画）の認定
	11月	・ラパーク長崎屋宇都宮店出店（にぎわい特区）
平成17年	4月	・ララスクエア宇都宮出店（にぎわい特区）
平成18年	5月	・改正まちづくり三法の成立
	8月	・改正中心市街地活性化法の施行
	11月	・オリオンスクエア供用開始
平成19年	3月	・宇都宮城址公園一部供用開始
	7月	・うつのみや表参道スクエアオープン・バンパ広場供用開始
	11月	・改正都市計画法の施行
平成20年	11月	・J R宇都宮駅東口駅前広場供用開始
	12月	・「宇都宮市中心市街地活性化基本計画」の策定着手

3 中心市街地活性化基本計画の策定

（1）策定趣旨

本市中心市街地は、モータリゼーションの進展や商業施設等の郊外移転等により、周辺市街地に比して相対的に魅力や活力が低下してきている。

中心市街地は、第5次総合計画においても、本市が目指す将来の都市空間の姿「ネットワーク型コンパクトシティ」における都市拠点として位置づけたところであり、本市の発展を牽引する拠点形成の実現と、さらなる活性化が必要であることから、新たな「中心市街地活性化基本計画」を策定する。

（２）基本計画への記載事項

①対象区域

中心市街地の区域は、本市の歴史的・文化的背景や都心部の構造に配慮しながら定める。

②計画期間

平成２２年度から平成２６年度までの５ヵ年を計画期間とする。

③施策事業

事業の実施主体やスケジュールを明確にし、実行性の高い施策事業を盛り込む。

④目標指標

中心市街地の居住人口，商店街歩行者通行量，空き店舗数，駐車場等の利用台数など

（３）策定に向けた取組

①中心市街地活性化協議会との意見交換等

- ・方針・数値目標等，基本計画素案への意見聴取
- ・まちづくり会社等における実施事業の検討

②まちなか元気応援団（栃木県）との連携

- ・基本計画策定における助言・支援の要請

（４）事業スケジュール

平成２１年４月	中心市街地活性化協議会設立
平成２１年５月～	実施事業等の検討
平成２１年９月	まちづくり推進機構の法人化，基本計画素案の策定
平成２１年１０月	パブリックコメント
平成２２年１月	基本計画認定申請（内閣府）
平成２２年３月	基本計画認定

４ これまでの主な取組

（１）センターコアを支える商業・文化・情報等の機能整備

- ①宇都宮馬場通り中央地区市街地再開発事業
- ②バンバ再生事業
- ③釜川プロムナード活用事業
- ④東武宇都宮駅周辺整備事業

（２）ＪＲコアを支える新都市拠点としての交通結節，情報サービス機能等の整備

- ①ＪＲ宇都宮駅東口周辺整備事業
- ②ＪＲ宇都宮駅西口周辺整備事業

（３）シンボル・文化交流軸としての南北都心軸の整備

- ①歴史軸の整備事業
- ②シンボルロード沿道整備事業

（４）都市基盤整備

- ①大通り公共交通の整備

（５）その他

- ①都心居住の推進
- ②商業・観光振興策
- ③再開発事業の推進
- ④景観・環境対策
- ⑤民間の取組事業の支援

５ 現在進行中の重点取組

- （１）宇都宮馬場通り西地区再開発事業，宇都宮駅西口第四Ｂ地区再開発事業
- （２）ＪＲ宇都宮駅東口地区整備事業
- （３）ＪＲ宇都宮駅西口周辺地区の整備
- （４）魅力ある都市景観づくりの推進（景観形成重点地区の指定等）
- （５）新交通（ＬＲＴ）導入の検討